

高松市消防局庁達1号

各 課
各消防署

高松市応急手当普及啓発活動実施要綱を次のとおり改める。

令和4年1月17日

高松市消防局長 南原 康宏

高松市応急手当普及啓発活動実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 普及啓発活動（第2条―第10条）
- 第3章 応急手当指導員（第11条―第16条）
- 第4章 応急手当普及員（第17条―第23条）
- 第5章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、応急手当の正しい知識及び技術の普及及び啓発のための活動（以下「普及啓発活動」という。）を効果的に実施することにより、救命率の向上に資することを目的とする。

第2章 普及啓発活動

（普及啓発体制）

第2条 消防局長（以下「局長」という。）は、普及啓発活動を計画的かつ効果的に実施するため、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「指導員等」という。）の養成及び教育並びに応急手当普及啓発用資器材の整備及び配置に努めるものとする。

（関係機関との協調）

第3条 局長又は消防署長（以下「署長」という。）は、普及啓発活動が効果的に行えるよう、普及啓発活動を実施している他の関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

（普及啓発活動の種類）

第4条 局長又は署長が行う普及啓発活動は、次のとおりとする。

- （1）救急フェア

救急医療週間中に実施する不特定多数の者を対象として実施する普及啓発活動

(2) 普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、救命入門コース

別表第1、別表第1の2及び別表第1の3並びに別表第3及び別表第3の2の規定に従い実施する普及啓発活動。

(3) 上級救命講習

市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業を行い、又は活動を行う個人（以下「市民等」という。）を対象に行う、より高度な講習で、別表第2の規定に従い実施する普及啓発活動。

（講習の標準的な実施要領）

第5条 普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの標準的な実施要領は、別表第1、別表第1の2、別表第1の3、別表第2及び別表第3、別表第3の2のとおりとする。

（救命講習の受付）

第6条 救命講習の受付は、次により行うものとする。

(1) 局長又は署長は、上級救命講習を実施する場合は、市民等への実施要領の送付等の広報を行い、受講者を募集し、上級救命講習受講申請書（様式第1号）により受け付けるものとする。

(2) 局長又は署長は、普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ又は救命入門コースを実施しようとする場合は、救命講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）から提出される普通救命講習等実施届出書（様式第2号）により受け、普通救命講習等受講者一覧表（様式第3号）に必要事項を記入するものとする。この場合において、当該講習の実施に当たり、実施方法又は実施内容について意見又は助言を申し入れようとするときは、該当受講希望者にその旨を通知するものとする。

(3) 前号の受講希望者は、同項の届出書を、当該講習を実施する10日前までに局長又は署長に届け出るものとする。

（修了証及び参加証の交付）

第7条 局長又は署長は、普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを修了した者には、普通救命講習修了証（様式第4号、第4号の2、第4号の3）を、上級救命講習を修了した者には、上級救命講習修了証（様式第5号）を、救命入門コースに参加した者には、救命入門コース参加証（様式第6号）を交付するものとする。

2 局長又は署長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した修了証（様式第4号の4、第4号の5、第4号の6）を交付するものとする。

3 局長又は署長は、前項の修了証を交付したときは、普通救命講習修了証交付簿（様式第7号）又は上級救命講習修了証交付簿（様式第8号）にその旨を記載し、当該交付簿を保存しなければならない。

(指導員等の責務)

第8条 指導員等は、普及啓発活動が救命率の向上に資する重要な任務であることを認識し、次に掲げる事項に留意して普及啓発活動を実施するものとする。

- (1) 救命講習を受講する者（以下「受講者」という。）に救急現場において実践できる応急手当の知識及び技術を習得させることが救命講習の目的であることを認識し、指導を行うこと。
- (2) 普及啓発活動が効果的かつ円滑に行えるよう、常に応急手当に関する知識及び技術の習得に努めること。
- (3) 受講者の年齢並びに応急手当の知識及び技術の程度を把握し、理解しやすい講習内容を心がけること。
- (4) 指導に際しては、真摯な態度で臨むとともに、言動及び接遇には十分注意すること。
- (5) 実技実習を行う場合には、使用する資器材の消毒又は滅菌の措置を十分に行い、感染防止対策に細心の注意を払うとともに、感染症の正しい知識の普及に努めること。

(普及啓発活動計画)

第9条 局長は、次に掲げる事業について、毎年度実施計画を作成し、計画的に事業の推進に努めるものとする。

- (1) 指導員等を養成するための講習及び再講習に関すること。
- (2) 第4条第3号に規定する上級救命講習に関すること。

2 署長は、次に掲げる事業について、毎年度実施計画を作成し、計画的に事業の推進に努めるものとする。

- (1) 第4条第2号に規定する普通救命講習及び救命入門コースに関すること。
- (2) 指導員等の指導技術の向上に関すること。

(資器材の管理)

第10条 署長は、応急手当普及啓発用資器材の機能が損なわれないよう、常に点検・整備に努めるものとする。

2 局長又は署長は、応急手当普及啓発活動を実施するにあたり、応急手当普及啓発用資器材の借用を希望する市民等があるときは、当該市民等に応急手当普及啓発用資器材借用申込書（様式第9号）を提出させ、応急手当普及啓発用資器材貸出簿（様式第10号）に記入し、貸し出すものとする。

第3章 応急手当指導員

(応急手当指導員の業務)

第11条 応急手当指導員（以下「指導員」という。）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 救命講習の指導に関すること。
- (2) 第16条及び第23条に規定する講習の講師又は補助に関すること。

(指導員の認定)

第12条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、局長が認定する。

- (1) 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者で、指導員の認定日前1年間に30時間以上普及啓発活動に従事した者
- (2) 救急救命士若しくは救急隊員の資格を有する者又は消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者で、別表第4に規定する応急手当指導員講習Ⅰを修了した者
- (3) 前2号以外の消防職員又は応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認める消防団員で、別表第5に規定する応急手当指導員講習Ⅱを修了した者
- (4) 応急手当普及員の資格を有する者で、別表第6に規定する応急手当指導員講習Ⅲを修了した者
- (5) 応急手当普及員の資格を有する者のうち、指導員の認定日前1年間に30時間以上、救命講習の指導に従事した者。
- (6) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認める者

(認定証の交付)

第13条 局長は、前条の規定により指導員を認定した場合は、応急手当指導員登録簿(様式第11号)に登録し、応急手当指導員認定証(様式第12号及び様式第12号の2)を当該指導員に交付するものとする。

2 前項の認定証の交付を受けた指導員は、業務を行う間は、常に当該認定証を携帯するものとする。

(認定証の有効期限)

第14条 指導員の認定(第12条第6号に規定する者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年(資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年)で失効するものとする。ただし、失効前に別表第7に規定する応急手当指導員再講習を受講した者については、更に3年間有効とし、それ以降も同様とする。

2 指導員の認定期間において救命講習の指導に30時間以上従事した者は、指導の経過を様式第18号に記入して消防局長に申請することにより再講習を免除することができる。

(認定の取消し)

第15条 局長は、指導員としてふさわしくない行為があったときは、指導員の認定を取り消すことができる。

(応急手当指導員講習)

第16条 局長は、指導員を養成するための応急手当指導員講習(この条において「指導員

講習」という。)を計画的に実施するものとする。

- 2 指導員講習の項目、内容、時間等は別表第4、別表第5及び別表第6に規定するところによるものとする。
- 3 指導員講習の講師は、医師、看護師、救急救命士又は指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関し高度な技術と十分な経験を有するものをあてるものとする。
- 4 局長は、指導員の指導技術の向上及び進歩する医療技術への対応のため、別表第7に規定する応急手当指導員再講習を必要に応じて実施するものとする。

第4章 応急手当普及員

(応急手当普及員の業務)

第17条 応急手当普及員(以下「普及員」という。)は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う、第4条第1項第2号及び第3号に定める救命講習(心肺蘇生法に関する知識の確認及び実技の評価は除く。)救命講習の指導に従事するものとする。

(普及員の認定)

第18条 普及員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、局長が認定する。

- (1) 別表第8に規定する応急手当普及員講習Ⅰを修了した者
- (2) 消防機関在職中に、救急救命士、指導員又は救急隊員の資格を有していた者で、別表第9に規定する救急手当普及員講習Ⅱを修了した者
- (3) 次条の申請のあった日前2年以内に消防機関に在職し、救急救命士又は救急隊員の資格を有していた者で、在職中に普及啓発活動をしていた者
- (4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると局長が認める者
- (5) 現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

(他の地域で習得した者の扱いについて)

第19条 他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を習得した者の取り扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、当該消防本部が認定したものとみなすことができる。

(認定証の交付)

第20条 局長は、前条の規定により普及員を認定した場合は、応急手当普及員登録簿(様式第14号)に登録し、応急手当普及員認定証(様式第15号)を該当普及員に交付するものとする。

- 2 前項の認定証の交付を受けた普及員は、業務を行う間は、常に当該認定証を携帯するものとする。

(認定の有効期限)

第21条 普及員の認定（第18条第4号に規定する者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第10に規定する応急手当普及員再講習を受講した者については、更に3年間有効とし、それ以降も同様とする。

2 普及員の認定期間において救命講習の指導に3回以上従事した者は、指導の経過を様式第18号に記入して消防局長に申請することにより再講習を免除することができる。

3 普及員の認定を失効した者のうち、失効から1年以内に普通救命講習Ⅰを受講するとともに、認定中の期間を含め救命講習の指導に4回以上従事し、指導の経過を様式第18号に記入して消防局長に申請した者については、普及員として再認定を行う。本項の適用による再認定を受ける場合の指導（失効後のものに限る。）は、普及員であるとみなして行うものとする。

(認定の取消し)

第22条 局長は、普及員としてふさわしくない行為があったときは、普及員の認定を取り消すことができる。

(応急手当普及員講習)

第23条 局長は、普及員を養成するための応急手当普及員講習（この条において「普及員講習」という。）を計画的に実施するものとする。

2 普及員講習の項目、内容、時間等は、別表第8及び別表第9に規定するところによるものとする。

3 普及員講習の講師は、医師、看護師、救急救命士又は指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関し高度な技術と十分な経験を有するものをあてるものとする。

4 局長は、応急手当普及員救命講習受講申請書（様式第16号）により普及員講習の受付を行うものとする。

5 局長は、普及員の指導技術の向上及び進歩する医療技術への対応のため、別表第10に規定する応急手当普及員再講習を年1回以上実施するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年2月1日から施行する。

別表第1(第4条、第5条関係) 普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動対外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスを受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な 応急手当(主に 成人に対する 方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法 (実 技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法		AEDの使用方法(ビデオ等)	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
異物除去法		異物除去要領		
効果確認		心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間			180	

備 考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	---

別表第1の2(条4条、第5条関係) 普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な 応急手当(主に 成人に対する 方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法 (実 技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法	AEDの使用方法(ビデオ等)		
		指導者による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験)		知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する心肺蘇生法に 関する実技の評価(実技試験)		シナリオを使用した実技の評価		
合計時間			240	
備 考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止に対し 応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則 80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 4 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する 時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。			

別表第1の3(第4条、第5条関係) 普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な 応急手当(主に 小児、乳児、新 生児に対する 方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法 (実 技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口(口鼻)人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法	AEDの使用方法(ビデオ等)		
		指導者による使用法の呈示		
	異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間			180	
備 考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 3 訓練用資器材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。			

別表第2(第4条、第5条関係) 上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な 応急手当(成人、小児、乳児 に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法 (実 技)	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法		
	AEDの使用方法(成人 に対する方法)	AEDの使用方法(ビデオ等)		
		指導者による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法			
心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験)	知識の確認	60		
心肺蘇生法に関する実技の評価 (実技試験)	シナリオを使用した実技の評価			
その他の応急 手当	傷病者管理法 手当の要領	保温法	120	
		体位管理(回復体位ショック時の対応)		
		包帯法(三角巾等)		
		副子固定法		
		熱傷の手当		
		熱中症への対応(予防を含む)		
	搬送法	その他の手当(用手による頸椎保護、溺水 への対応等)		
		搬送の方法(徒手搬送、毛布を使った搬送法 複数名で搬送する方法)		
		担架搬送法(担架搬送の基本事項)		
		応急担架作成法		
合計時間			480	
備 考	1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 4 訓練用資器材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。			

別表第3(第4条、第5条関係) 救命入門コース(90分コース)

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動対外式除細動(AED)を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	90
救命に必要な 応急手当 (主に成人に 対する方法)	心肺蘇生法	基本的心肺蘇 生法(実技及び 呈示)	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領(呈示又は体験)	
			口対口人工呼吸法(呈示又は体験)	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧 迫まで	
	AEDの使用方 法	AEDの使用方 法(口頭又はビデオ等)		
		AEDの実技要領		
備 考			普及時間を分割した講習を可能とする。	

別表第3の2(第4条、第5条関係) 救命入門コース(45分コース)

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動対外式除細動器(AED)を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資器材一式に対して受講者は2名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	45
救命に必要な 応急手当(主に 成人に対する 方法)	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみ の 心肺蘇生 法(実技)	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
	AEDの使用方 法	AEDの使用方 法(口頭又はビデオ等)		
		AEDの実技要領		
備 考			普及時間を分割した講習を可能とする。	

別表4(第12条、第16条関係)

応急手当指導員講習 I

項 目		時間(分)	
指 導 要 領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 〔心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験を含む)〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第5(第12条、第16条関係) 応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		時間(分)	
基礎的な知識 技能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資器材の取り扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験 を含む)〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1440	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第6(第12条、第16条関係) 応急手当指導員講習Ⅲ

項 目		時間(分)	
基礎的な知識 技能	基礎知識(講義)	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資器材の取り扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験 を含む)〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第7(第14条関係) 応急手当指導員再講習

項 目		時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領		120
その他の応急手当の指導要領		120
合計時間		240
備 考	1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。	

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第8(第18条、第22条関係) 応急手当普及員講習Ⅰ

項 目		時間(分)	
基礎的な知識 技能	基礎知識(講義)	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資器材の取り扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 〔心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験 を含む)〕	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1440	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第9(第18条、第22条関係) 応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時間(分)
指導要領	指導方法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験を含む)〕	180
合計時間		240

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表第10(第20条関係) 応急手当普及員再講習

項 目		時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領		180
合計時間		180
備 考	1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。	

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

高松市消防局長
(宛先) 高松市 消防署

申請者 住所
氏名

上級救命講習受講申請書

次のとおり上級救命講習を受講したいので、高松市応急手当普及啓発活動実施要綱第6条の
規定により申請します。

		※ 受講番号
(ふりがな) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生()歳	
住 所	電話	
勤 務 先		
※ 受 付	※ 備 考	

注) ※印欄は記入しないでください。

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

高松市消防局長
(宛先)
高松市 消防署

届出者 住 所
団 体 名
代表者氏名

普通救命講習等実施届出書

次のとおり普通救命講習等を実施したいので、高松市応急手当普及啓発活動実施要綱第6条
規程により届出ます。

講習の種類	<input type="checkbox"/> 普通救命講習 <input type="checkbox"/> 救命入門コース <input type="checkbox"/> 救急実技講(内容:
講習日時	年 月 日() 時 分~
講習場所	市 町 丁目 番 号 (名称)
担当者名 連絡先	
受講者数	人
※ 受 付	※ 備 考

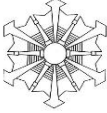
注1) 受講者全員がe-ラーニング又は救命入門コースを修了している場合、普通救命講習は1時間免除
となります。

注2) ※印欄は記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)
(表)

普通救命講習修了証	第	号
氏 名		
上記の者は、普通救命講習 I を修了し、救命技能を有することを 認定します。		
年	月	日
高松市消防局長 印		

(裏)


			
普通救命講習修了証			
高松市消防局			
再講習の記録 (救命技能を忘れることなく、維持向上させるため、2年から3年間隔で 定期的に講習を受けてください。)			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印

備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第4号の2(第7条関係)
(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
			高松市消防局長 印

(裏)

			
普通救命講習修了証			
高松市消防局			
再講習の記録 (救命技能を忘れることなく、維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印


備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第4号の3(第7条関係)

(表)

普通救命講習修了証	第	号
氏 名		
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを 認定します。		
年	月	日
高松市消防局長 印		

(裏)

			
普通救命講習修了証			
高松市消防局			
再講習の記録 (救命技能を忘れることなく、維持向上させるため、2年から3年間隔で 定期的に講習を受けてください。)			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印

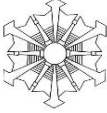
備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第4号の4(第7条関係)

(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏 名			
上記の者は、普通救命講習 I を修了し、救命技能を有することを 認定します。			
年	月	日	
		高松市消防局長 講習指導担当者 応急手当普及員	印 印

(裏)

			
普通救命講習修了証			
高松市消防局			
再講習の記録 (救命技能を忘れることなく、維持向上させるため、2年から3年間隔で 定期的に講習を受けてください。)			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印


備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第4号の5(第7条関係)

(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
			高松市消防局長 講習指導担当者 応急手当普及員
			印
			印

(裏)

			
普通救命講習修了証			
高松市消防局			
再講習の記録 (救命技能を忘れることなく、維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印

備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第4号の6(第7条関係)

(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏 名			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを 認定します。			
年	月	日	
			高松市消防局長 講習指導担当者 応急手当普及員
			印 印

(裏)

			
普通救命講習修了証			
高松市消防局			
再講習の記録 (救命技能を忘れることなく、維持向上させるため、2年から3年間隔で 定期的に講習を受けてください。)			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印


備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第5号(第7条関係)

(表)

上級救命講習修了証	第	号
氏 名		
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを 認定します。		
年	月	日
高松市消防局長 印		

(裏)

			
上級救命講習修了証 高松市消防局			
再講習の記録 (救命技能を忘れることなく、維持向上のため反復して講習を受けてください。 一つの目安としては、2年毎といわれています。)			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印

備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第6号(第7条関係)

(表)

<p>救命入門コース</p> <p>氏 名</p> <p>上記のものは、救命入門コースに参加したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>※次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！</p> <p>高松市消防局</p>
--

(裏)

<p>救命入門コース参加証</p>  <p>※任意の図表等を掲載</p>
--

備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

高松市消防局長
 (宛先) 高松市 消防署

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名

応急手当普及啓発用資器材借用申請書


次のとおり応急手当普及啓発用資器材を借用したいので、高松市応急手当普及啓発活動実
 要綱第10条の規定により申請します。

事業所名		所在	
責任者役職氏名			
講習実施場所		連絡先	
講習実施日時		借用期間	
借用資器材			
宣誓事項	1 借用資器材の管理については、その機能が損なわれることのないよう、十分注意します。 2 借用資器材は、本来の目的以外には使用しません。		

様式第12号(第13条関係)(消防職(団)員用)
(表)

応急手当指導員認定証		第	号
氏名			
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
年	月	日	
			高松市消防局長 印

(裏)


	
応急手当指導員認定証	
高松市消防局	

備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第12号の2(第13条関係)(消防職(団)員以外の者用)
(表)

応急手当指導員認定証	第	号
氏名		
上記の者を応急手当指導員として認定します。		
年	月	日
高松市消防局長 印		
本証は、発効日から3年間有効です。ただし、再講習を受講した場合は、受講日から更に3年間有効になります。		

(裏)

			
応急手当指導員認定証			
高松市消防局			
再講習受講の記録			
年	月	日 受講	印
年	月	日 受講	印

備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

様式第13号(第16条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市消防局長

申請者 住所
氏名

応急手当指導員講習受講申請書

次のとおり応急手当指導員救命講習を受講したいので、高松市応急手当普及啓発活動実施要綱第16条の規定により申請します。

		※ 受講番号
(ふりがな) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生()歳	
住 所	電話	
勤 務 先		
※ 受 付	※ 備 考	

注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第15号(第20条関係)

(表)

応急手当普及員認定証	第	号
氏名		
上記の者を応急手当普及員として認定します。		
年	月	日
高松市消防局長 印		
本証は、発効日から3年間有効です。ただし、再講習を受講した場合は、受講日から更に3年間有効になります。		

(裏)

									
応急手当普及員認定証									
高松市消防局									
再講習受講の記録									
年	月	日	受講	印	年	月	日	受講	印

備考 認定証の大きさは、縦54ミリメートル横86ミリメートル

(宛先) 高松市消防局長

申請者 住所
氏名

応急手当普及員講習受講申請書

次のとおり応急手当普及員救命講習を受講したいので、高松市応急手当普及啓発活動実施要綱第22条の規定により申請します。

		※ 受講番号
(ふりがな) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生()歳	
住 所	電話	
勤 務 先		
※ 受 付	※ 備 考	

注) ※印欄は、記入しないでください。

(宛先) 高松市消防局長

申請者 住所
氏名

応急手当指導員(再)講習受講申請書

次のとおり応急手当指導員(再)救命講習を受講したいので、高松市応急手当普及啓発活動要綱第16条の規定により申請します。

		※ 受講番号
(ふりがな) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	生()歳
住 所	電話	
勤 務 先		
※ 受 付	※ 備 考	

注) ※印欄は、記入しないでください。

(宛先) 高松市消防局長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

応急手当普及員・応急手当指導員の再講習免除・再認定申請書

私は、以下のとおり救命講習の指導に従事しましたので、高松市応急手当普及啓発活動実施要綱第14条及び第21条の規定により、(応急手当普及員 ・ 応急手当指導員)の(再講習免除 ・ 再認定)を申請します。

1 資格情報

認定証番号	
認定日	年 月 日

※認定証を添えて提出して下さい。

2 指導経過一覧

指 導 日	講 習 会 名	講 習 時 間	確 認 者 署 名
年 月 日	()	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :
年 月 日	(入門コース・普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・上級	: ~ :	所 属 :

3 普通救命講習受講経過 ※再認定申請者のみ

修了証番号	
受講日	年 月 日

上記の指導及び受講の経過により(応急手当普及員 ・ 応急手当指導員)の(再講習免除 ・ 再認定)を認めます。

更新・再認定日 年 月 日 高松市消防局長

(宛先) 高松市消防局長

申請者 住所
氏名

応急手当普及員(再)講習受講申請書

次のとおり応急手当普及員(再)救命講習を受講したいので、高松市応急手当普及啓発活動要綱第22条の規定により申請します。

		※ 受講番号
(ふりがな) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生()歳	
住 所	電話	
勤 務 先		
※ 受 付	※ 備 考	

注) ※印欄は、記入しないでください。